

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 7 月 14 日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## ◆企業年金における財政運営基準等の見直しについて◆

平成 23 年 7 月 14 日、厚生労働省より「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正に関する意見募集について」として、企業年金における財政運営基準等の見直し（案）に関するパブリック・コメント（意見公募手続）が開始されました。

平成 23 年 8 月 15 日まで意見等を受け付けています。

（注）以下では、次のとおり略記していることがあります。

厚生年金基金：基金      確定給付企業年金：DB      確定拠出年金：DC

以下の内容には、一部、厚生労働省への確認事項も含まれています。

### 1. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

#### （1）財政再計算時期の見直し

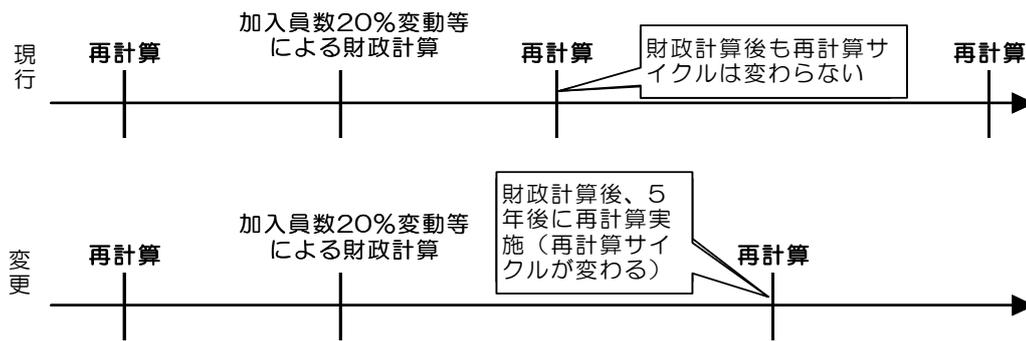
（基金）《平成 24 年度決算・財政検証から》

基礎率を見直しを行う財政計算を財政再計算と定義。

- ・基金の財政再計算に伴う免除（代行）保険料率の見直しは行わないこととする。
- ・財政再計算を任意の時期に行えるわけではない。



## 再計算サイクルの変更



### (2) 特別掛金率の計算方法の見直し

(基金、DB)《公布日から》

加入者数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで特別掛金率を計算することを可能とする。

### (3) 過去勤務債務の償却方法の見直し

(基金、DB)《公布日から》

基金：特別掛金を段階的に引き上げる場合、現在の「選択一時金の休止」および「許容繰越不足金の制限」の要件は不要とする。

DB：DBでも特別掛金の段階的引上げを可能とする（新設）。

#### (参考) 基金における現在の段階引上げの要件

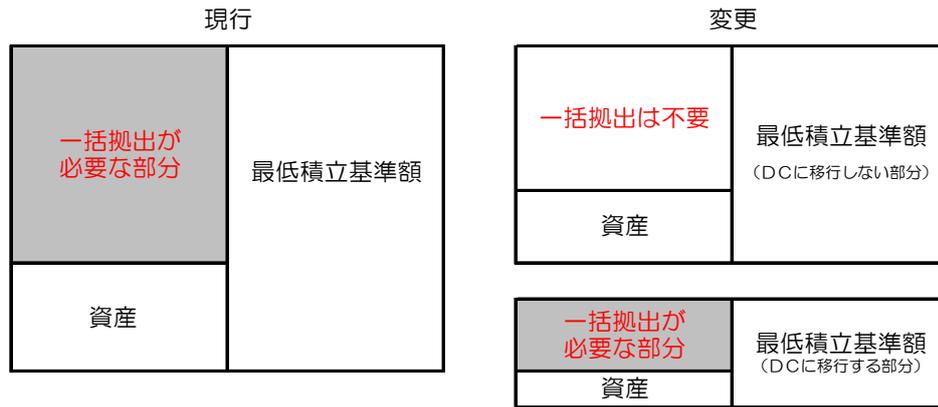
- ① 掛金引上げ時期と掛金を規約に定める
- ② 段階引上げに基づく特別掛金収入現価は未償却過去勤務債務残高を上回る
- ③ 段階引上げ期間中に特別掛金を見直す場合は、最終段階の掛金のみを引き上げるものではない
- ④ 許容繰越不足金に上限が付される
- ⑤ 選択一時金を休止している

### (4) 確定拠出年金へ的一部移行に伴う一括拠出の緩和

(基金、DB)《公布日から》

一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足に限定。





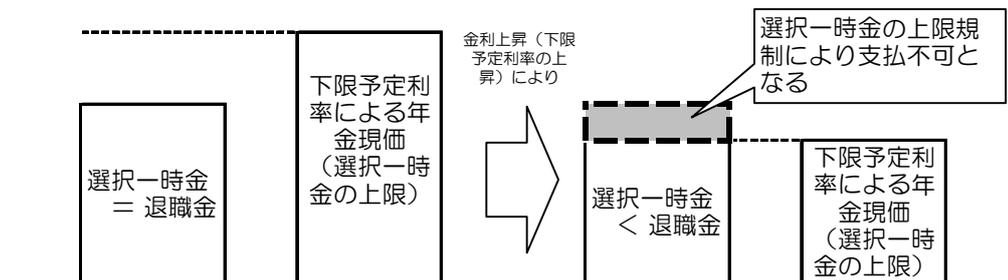
(注) 上図は一括拠出の緩和についてイメージしたものです。

・「一部移行」には、「給付の一部」または「対象者の一部」のいずれも含まれる。

(5) 脱退一時金における一時金換算率の要件緩和 (DB) 《公布日から》

(6) 選択一時金における一時金換算率の要件緩和 (基金、DB) 《公布日から》

選択一時金 (DBにおける老齢給付金の受給権者に支給する脱退一時金を含む) が、下限予定利率の上昇により、脱退時に約束された一時金 (退職金) を下回ることがないように手当て。



(注) 上図は選択一時金の上限についてイメージしたものです。

(7) キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化

(基金、DB) 《公布日から》

再評価の指標として、一定の上下限を付した市場インデックス (東証株価指数等) を使用できるようにする。

- ・複数の市場インデックスを組み合わせたものを再評価の指標として用いることも可能。
- ・指標の下限は「ゼロ」とされている。



(8) 制度終了時における残余財産の優先分配の追加

(DB)《公布日から》

残余財産の分配について、加入者負担分の優先分配を可能とする。

(9) 申請書類の簡素化

(DB)《公布日から》

次の書類を廃止。

- ①規約型企業年金の申請における「加入者数を示した書類」
- ②「業務委託に関する書類」

(10) 業務報告の簡素化等

(基金、DB)《平成 24 年度決算・財政検証から》

DBの事業報告書について、以下の記載項目を廃止。

- ①全実施事業所の被用者年金被保険者等の数
- ②業種
- ③給付状況の新規裁定者の件数
- ④掛金拠出状況の納付決定額のうち加入者負担分及び納付決定対象加入者数
- ⑤年金通算状況の金額及び算入した期間
- ⑥業務委託状況
- ⑦福祉事業の状況
- ⑧適格退職年金からの移行状況及び代行返上時の給付減額

基金の業務報告書について、①～③を廃止し④を追加。

- ①掛金徴収状況の徴収決定済額のうち加入員負担分
- ②離婚分割状況
- ③適格退職年金からの移行状況
- ④掛金拠出状況（月別）

(11) 代表事業主による申請手続

(DB)《公布日から》

複数の事業主が共同で実施する規約型企業年金において、代表事業主を設けて新規規約や規約変更等の承認申請を行うものとする。

(12) 届出事項の拡大等

(DB)《公布日から》

次の事項に関する規約変更について、申請から届出へ。

- ①事業主の増加又は減少に係る場合の事業主の名称・住所
- ②実施事業所の増加又は減少に係る場合の実施事業所の名称・所在地
- ③加入者が掛金を負担する場合の掛金の拠出に関する事項



- ④加入者が掛金を負担している場合の事業年度その他財務に関する事項
- ⑤権利義務承継に関する移転DB・承継DB、脱退一時金相当額の移換に係る移換先DB及び基金の給付の支給に関する権利義務を移転する際の基金の名称
- ⑥給付に関する軽微な変更（条ずれ等、実質的な変更を伴わない場合）

次の届出不要事項については、労働組合等の同意を不要とする。

- ⑦委託に係る契約に関する事項

(13) 支払終了企業年金の制度終了後の残余財産の取扱

(DB)《公布日から》

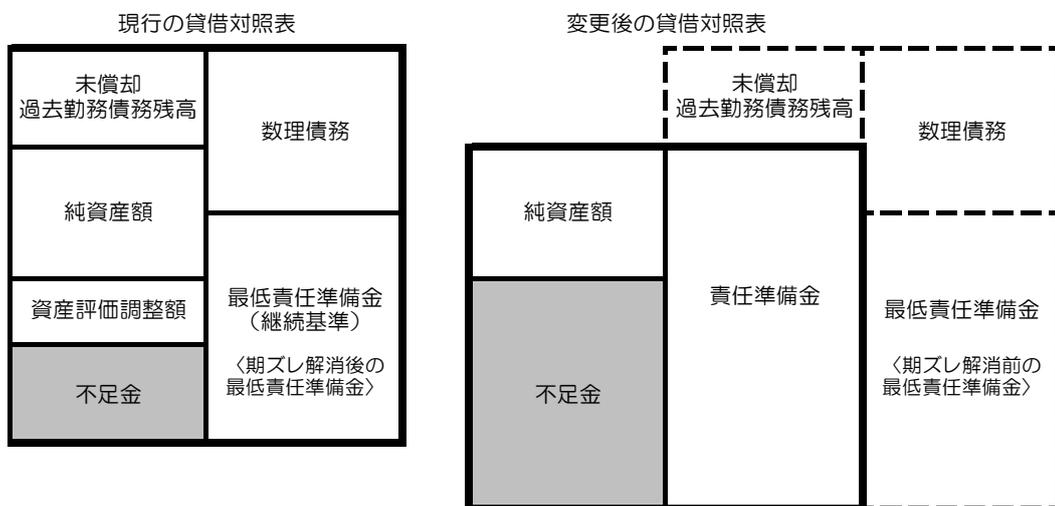
全ての受給者に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、新規に加入者が生じないDB（支払終了企業年金）について、制度終了後の残余財産の取扱を規約記載事項とする。

**2. 財政の健全化の観点から改正する事項**

(1) 財務諸表の簡素化・透明化

(基金、DB)《平成24年度決算・財政検証から》

財務諸表上の調整科目を廃止。財務諸表に計上する債務は責任準備金に改める。



(注) 上図は基金を想定。DBの場合は、最低責任準備金部分も数理債務とみなしてイメージ。

(ポイント)

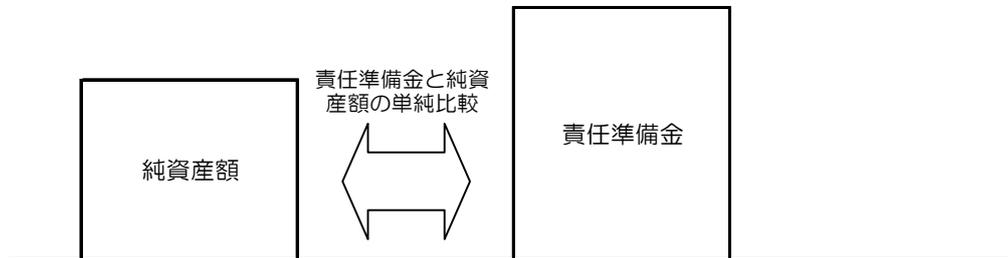
- ① 資産の評価方法が数理的評価方法であり、「数理的評価額 > 時価評価額」の場合、当該差額相当額分、不足金が増加
- ② 「最低責任準備金(継続基準) < 最低責任準備金」の場合、当該差額相当額分、不足金が増加(基金の場合のみ)



## (2) 積立状況の的確な把握

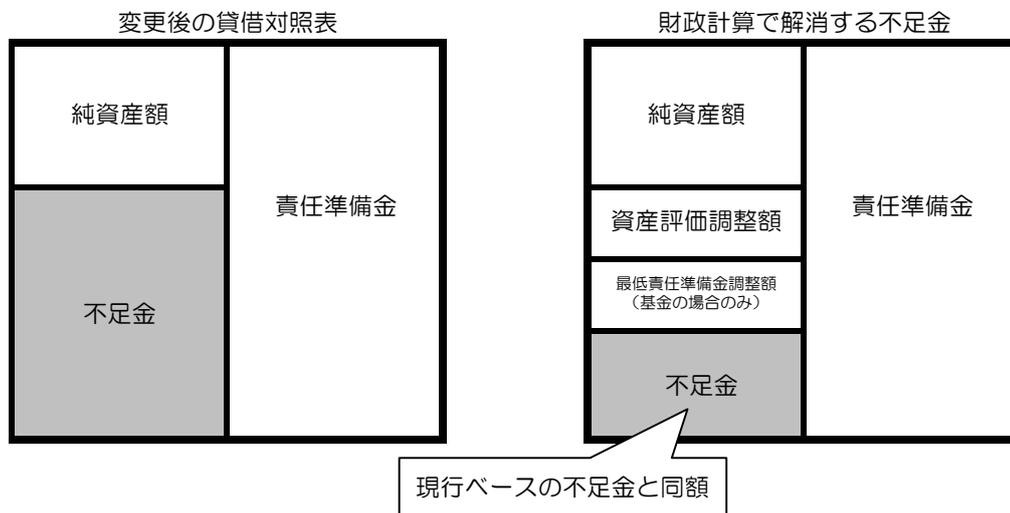
(基金、DB)《平成24年度財政決算・財政検証から》

継続基準の財政検証について、調整科目を除外し、時価基準で行う。



- ・ 変更後の貸借対照表で不足金を有する場合、継続基準の財政検証はクリアできない。

財政計算上の留保要件、資産評価等についてはこれまで通りとする。



## (3) 非継続基準の見直し

(基金、DB)《平成24年度財政決算・財政検証から》

5年間の経過期間を設けて、積立要件を90%から100%に戻す。

積立要件をクリアできない場合の掛金引上げの要否判断について、回復計画による方法を廃止（積立水準に応じて必要な掛金を設定する方法に一本化）。

- ・ 5年間の経過期間について  
現行の90%から、92%（平成24年度）、94%・・・100%（平成28年度）と段階的に100%まで引き上げていく。
- ・ 回復計画による方法の廃止について  
適格退職年金からの移行時に回復計画による方法を採用しているDBについては、廃止時期を5年間（平成28年度まで）延期する。



(4) 指定基金の指定要件等の見直し

(基金)《平成 23 年度指定分から》

指定要件に、「直近の決算において、積立金が最低責任準備金の 8 割を下回った基金」を追加。

(指定年度の 12 月末時点で 9 割を超えた場合に解除される (8 割ではない))

健全化計画の前提については以下のとおり。

・最低責任準備金のコロガシ利率

厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないものとする。

⇒現在は、厚生年金保険本体の運用実績の過去 5 事業年度の平均も使用可能。

・年金資産の利回り

基金の運用実績の過去 5 事業年度平均又は計画作成時における最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率とする

⇒現在は、直前の財政計算で用いた予定利率を上回らないものとするとしている。

・加入員数

過去 5 事業年度の実績を用いて適切に見込む。

以上

